

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！



酒酔い運転

※1

行政処分

- ・基礎点数 … 35 点
- ・免許取消し … 欠格期間 3 年 ※2 ※3

罰則

運転者

5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

車両等の提供者

5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。

※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。



酒気帯び運転

行政処分

- ・呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
- ・基礎点数 … 13 点
- ・免許停止 … 期間 90 日 ※2

・呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上

- ・基礎点数 … 25 点

- ・免許取消し … 欠格期間 2 年 ※2 ※3

罰則

運転者

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

車両等の提供者

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

LAW
1

安全運転管理者の選任

道路交通法第 74 条の 3 第 1 項に規定する安全運転管理者の選任義務。

自動車の使用者は、一定台数※以上の自動車の使用的本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※ 乗車定員 11 人以上の自動車 1 台、その他の自動車 5 台（自動二輪車 1 台は、0.5 台として計算）



LAW
2

罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。



改正前

改正後

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反 … 5 万円以下の罰金

選任届出義務違反 … 2 万円以下の罰金又は料料

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反 … 50 万円以下の罰金

選任届出義務違反 … 5 万円以下の罰金

安全運転管理者の選任・解任時には必ず事業所を管轄する警察署に届出を出しましょう

LAW
3

アルコールチェックの拡充

道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。

（令和 4 年 4 月 1 日施行）

・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、

運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

・酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること。

